

軽自動車税(種別割)のあらまし

名古屋市

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車（以下「軽自動車等」といいます。）に対して課税される軽自動車税（種別割）について、そのあらましをご紹介します。

納税義務者（軽自動車税（種別割）を納めていただく方）

軽自動車税（種別割）の納税義務者は、その年の4月1日（課税の基準となる日で、賦課期日といいます。）に軽自動車等を所有している方です。4月2日以後に廃車や譲渡などをしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

なお、軽自動車等を分割払により購入したため所有権が売主に留保されている場合には、購入した方（買主）が納税義務者となります。

納付方法

納税通知書により、納期限（5月31日）までに納付していただきます。

ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等のときは翌日（平日）となります。

税の申告

軽自動車等を取得・譲受などした場合や所有者の氏名・住所を変更した場合は、その日から15日以内に申告を行ってください。

また、廃車・譲渡などした場合は、その日から30日以内に申告を行ってください。

申告書の提出先は、車種によって異なりますのでご注意ください。申告書はそれぞれの提出先に用意されています。

○ 原動機付自転車および小型特殊自動車

【提出書類】

申告内容	提出書類
取得・譲受などや 所有者氏名・住所の変更	軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
廃車・譲渡など	軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書

【提出先】

名古屋市内の最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口で申告書を提出できます。

○ 軽自動車および二輪の小型自動車

【提出書類】

申告内容	提出書類
取得・譲受など	軽自動車税（種別割）納税義務発生申告書
所有者氏名・住所の変更や 廃車・譲渡など	軽自動車税（種別割）納税義務消滅（変更）申告書

【提出先】

車種	提出先
二輪の小型自動車および 二輪の軽自動車	<u>国土交通省中部運輸局愛知運輸支局</u> 〒454-8558 名古屋市中川区北江町 1-1-2 電話番号 (050) 5540-2046（コールセンターで対応します。）
軽自動車（二輪を除く）	<u>一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務所</u> 〒455-0052 名古屋市港区いろは町 2-56-2（軽自動車検査協会内） ※ 申告書の書き方等については、名古屋市金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）へお問い合わせください（電話番号 (052) 324-9803）

税率

1 原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

車種区分	車輪数・用途・総排気量等			税率
原動機付 自 転 車	車輪数による制限なし 〔ミニカーや最高出力 4.0 kW 以下の二輪を除きます〕	第一種	・総排気量 50 cc 以下 ・定格出力 0.6 kW 以下※ ¹	2,000 円
	二輪のもの	第一種	総排気量 125 cc 以下であって 最高出力 4.0 kW 以下※ ²	2,000 円
		第二種乙	・総排気量 50 cc 超 90 cc 以下 ・定格出力 0.6 kW 超 0.8 kW 以下	2,000 円
		第二種甲	・総排気量 90 cc 超 125 cc 以下 ・定格出力 0.8 kW 超 1.0 kW 以下	2,400 円
	三輪以上のもの (ミニカー) ※ ³		・総排気量 20 cc 超 50 cc 以下 ・定格出力 0.25 kW 超 0.6 kW 以下	3,700 円
軽自動車	二輪のもの (側車付きのものを含みます)※ ⁴		総排気量 125 cc 超 250 cc 以下	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの		総排気量 660 cc 以下	3,600 円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用・刈取脱穀作業用のもの		最高速度 35 km 毎時未満	2,400 円
	二輪のもの (側車付きのものを含みます)		最高速度 15 km 毎時以下	3,600 円
	三輪のもの			3,900 円
	四輪以上のもの			5,000 円
二輪の小型自動車			総排気量 250 cc 超	6,000 円

※¹ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は、原動機付自転車第一種に含まれます。

※² 令和 7 年度税制改正により、令和 7 年 4 月 1 日から新たに創設された区分です。

※³ 「車室を備えず、かつ、輪距（通常は、左右のタイヤの中心間の距離）が 0.5 メートル以下のもの」、「側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の三輪のもの」の税率は、2,000 円です。

※⁴ 被けん引車（ボートトレーラ等）については、補助輪を除く車輪の数に相当する軽自動車の税率を適用します。

2 三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車（三輪および四輪以上）の税率は、「初度検査年月」によって決定します。

また、初度検査年月が令和6年4月から令和7年3月までの車両で、環境に配慮した一定の基準を満たす場合は、令和7年度に限り、【グリーン化特例（軽課）】の税率が適用されます。

自動車検査証			
車 両 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車
名古屋〇〇〇 な 758	令和 6 年 5 月 5 日	令和 6 年 5 月	軽 車
車 台 番 号	乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車
NAGAYA-3249803	4	- kg	

初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

初度検査年月は、初めて車両番号の指定を受けた年月のことです。

初度検査年月			①平成 24 年 3 月以前 (重課税率※ ¹)	②平成 24 年 4 月から 平成 27 年 3 月	③平成 27 年 4 月以降
軽自動車の種別					
三輪（総排気量 660 cc 以下）			4,600 円	3,100 円	3,900 円
四輪以上 (総排気量 660 cc 以下)	乗用	自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
		営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
	貨物	自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円
		営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円

※1 令和7年4月1日時点で最初の新規検査から13年を超える車両として、重課税率が適用されます。
ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の適用対象外のため、②の欄の税率が適用されます。

【グリーン化特例（軽課）】の税率

燃料の種類			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車※ ¹	ガソリン車・ ハイブリッド車※ ²	ガソリン車・ ハイブリッド車※ ³
軽自動車の種別					
三輪（総排気量 660 cc 以下）			1,000 円	2,000 円※ ⁴	3,000 円※ ⁴
四輪以上 (総排気量 660 cc 以下)	乗用	自家用	2,700 円	対象外	対象外
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	対象外	対象外
		営業用	1,000 円	対象外	対象外

※1 天然ガス軽自動車：平成30年排出ガス規制の適合車両または平成21年排出ガス規制に適合し平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両

※2 平成30年排出ガス基準50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（以下「★★★★低排出車」といいます。）で、令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

※3 ★★★★★低排出車で、令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

※4 乗用の営業用に限り、適用対象となります。

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

- 令和7年4月から二輪の小型自動車についても軽JNK S（納付状況がオンラインで確認できるシステム）の対象となりましたので、継続検査窓口での納税証明書の提示は、すべての車両で原則不要となりました。
- 軽JNK Sに納付状況が反映されるまで、土日・祝日等を除いて3日から7日程度必要ですので、余裕をもって納付してください。
- 反映されるまでの間に継続検査を受ける場合は、納税証明書の提示が必要となります。
- 金融機関またはコンビニエンスストアで納付し、領収印が押印された場合は、納付書に添付されている証明書を納税証明書として利用することができます。
- スマートフォンやパソコンを利用してスマートフォン決済アプリ、クレジットカードやインターネットバンキングで納付した方や金融機関等で納付した方で納付書に添付されている証明書を紛失した方は、名古屋市内の最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口で継続検査用の納税証明書（無料）を申請してください。

減免

以下の車両は軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。

減免を受けようとする方は、原則として納期限までに「軽自動車税（種別割）減免申請書」を提出してください。

- ・災害により損壊等で使用することができなくなった軽自動車等
- ・納期限現在、生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または介護扶助等を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等

課税免除

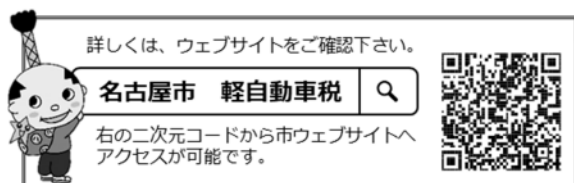
以下の車両は軽自動車税（種別割）が課税免除される場合があります。

要件等の詳細については金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）へお問い合わせください。

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方などが所有し、かつ、使用する軽自動車等（1人1台に限ります）。
- ・専ら身体障害者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等
（例：車いすの昇降装置、固定装置または浴槽を装着する車両等）
- ・地域防災または地域防犯のため専らその用に供する軽自動車等（例：青色回転灯装備車等）
- ・商品であって使用しない軽自動車等

お問い合わせ先

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。



名古屋市金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号

（名鉄正木第一ビル）

電話番号(052) 324-9803、FAX(052) 324-9825

このあらましは、令和7年4月1日現在適用されている法令および条例等に基づいて作成しています。
（法令および条例等については、今後改正される場合があります。）

このリーフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。